



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 6 8 号 の 4

平成31年(2019年)4月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●選挙管理委員会告示		○金沢市議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について ( " ) 2
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	1	○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 2
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	1	○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 2
○金沢市議会議員選挙における投票所内、期日前投票所内及び不在者投票記載場所内に掲示する候補者の氏名等の提示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所について ( " )	1	○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 2
○金沢市議会議員選挙に係る特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙等の交付等開始日について ( " )	2	●選挙管理委員会公告
		○平成31年選挙管理委員会告示第26号について (選挙管理委員会) 3

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成31年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,546人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成31年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,751人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第29号

平成31年4月21日執行予定の金沢市議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、投票所内、期日前投票所内及び金沢市選挙管理委員会の委員長が不在者投票管理者となる不在者投票記載場所内に掲示する候補者の氏名等の提示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めます。

平成31年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 日 時 平成31年4月14日  
午後5時30分から
- 2 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市役所202会議室

●金沢市選挙管理委員会告示第30号

平成31年4月21日執行予定の金沢市議会議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の5の4第7項の規定により、特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送する日を平成31年4月12日からと定めます。

平成31年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第31号

平成31年4月21日執行予定の金沢市議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりです。

平成31年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 日 時 平成31年4月14日  
午後5時30分から
- 2 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市役所405会議室

●金沢市選挙管理委員会告示第32号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成31年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,751人

●金沢市選挙管理委員会告示第33号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成31年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,546人

●金沢市選挙管理委員会告示第34号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成31年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,876人

**選挙管理委員会公告**

次のとおり市役所前の掲示場に掲示して告示しました。

平成31年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

## 金沢市選挙管理委員会告示第26号

平成31年4月7日執行の石川県議会議員選挙において、期日前投票所の投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により読み替えて適用される同令第25条の規定により告示します。

平成31年4月3日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

## 第5期期日前投票所（安原）

	日 目	職務を行 うべき日	曜 日	投 票 管 理 者	
				住 所	氏 名
変更前	6	4月4日	木	白山市徳丸町140番地3	石 本 昌 広
変更後	6	4月4日	木	金沢市上安原1丁目99番地1	平 田 善 雄

平成31年(2019年)4月11日 印刷  
平成31年(2019年)4月11日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄